

何がダメで何がOK? 著作権法の改正とネット配信

【物語編】

■学食

3人が学食で雑談している

春菜「この前の課題、やり方がよく分からなかったから安齋先生にメールで聞いてみたのね。そうしたら、とっても分かりやすい説明をしてくれたんだ。」

亮「ああ、あれね一確かに、俺もよくわからなくて友達に聞いたりしたけど分かんなかった・・・で、どんな説明だったの。そのメール、ちょっと見せてよ。」

春菜、亮にスマホを見せる

春菜「いいよー。これこれ。」

亮、春菜のスマホを覗き込む

亮「なるほどねー・・・これ分かりやすいね！ そうだ！ この課題みんなも困ってたからクラスのLIMEで共有したらどうかな？ みんな喜ぶよ。」

春菜「そういえばそうよね。」

佳乃、驚きながら

佳乃「ちょっとちょっと！ クラスのLIMEで共有しちゃ、マズくない？」

亮、驚いた表情

亮「何で？ うちのクラス、履修している人も多いしさ。先生もいちいち、同じ質問に回答しなくてよくなるし。Win-Winじゃない？ 何が気になるの？」

困った表情

佳乃「マナー的にも著作権的にも・・・先生に知らせず勝手につるのはちょっと・・・」

亮「春菜が先生から受け取った課題の返事だけだし、別に問題ないでしょ。」

春菜「ねえ、佳乃、確か授業に関係するときには、許諾なくても使えるんじゃないかなったっけ??」

佳乃「うーん、、どうかな～。学校の中だけだったかな～」

天に向かって

亮「先生が春菜へ送ったメールの内容をクラスのLIMEに共有しても問題ないですよ？」

【解説編】

■学食

天の声「亮くん、言いたいことは分かりますが、相手に断らず勝手に多数の人に共有するのは、マナーとしても著作権としても問題ですね。どうしても内容を共有したい場合には、まず先生に許可を取りましょう。」

亮、面倒くさそうな表情

亮「えー・・・ちょっと面倒だなー」

天の声「他にも、もっと深刻なことがあるかもしれませんよ。」

春菜、少し驚きながら

春菜「どういうことですか？」

天の声「先ほど、春菜さんは、授業に関係する著作権のことを気にしていましたね。皆さん、これまで授業で、録画されたテレビ番組や映画などを見たことはありませんか？」

春菜「あります。先生、これを見せちゃって大丈夫なの？と思ったことありました！」

亮「あとは、これって実は見たかったやつなんだ、ラッキー！とかね。」

佳乃「前に、著作権法では、学校での利用における規定があると習いました。授業内での視聴であれば、録画したテレビ番組なども許される、ということですよね。」

天の声「それには条件があります。学校その他の教育機関における複製等を定めた著作権法第35条をごく簡単に説明します。予習復習を含めた授業の過程で他者の著作物を使うことができます。具体的には、公表された著作物を、複製したり、公衆送信するなどです。授業に必要な限度内で、著作権者の利益を不当に害さないことが前提となります。

ところで、最近は、大学でもオンライン授業が増えていますよね。オンライン授業など教育の情報化に対応した法の整備も進められています。皆さんは「授業目的公衆送信補償金制度」という言葉を聞いたことがありますか？」

春菜「授業目的？公衆送信？」

亮「補償金って、何を補償するんですか？」

天の声「著作物の権利者への金銭的補償です。この制度で、授業の過程で利用するために必要な公衆送信については、個別に著作権者の許諾を得ることなく行えるようになりました。例えば、先生が他者の著作物を用いて作成した教材を、学生に送信したり、サーバにアップロードしたりできます。一方で、著作権者の権利とのバランスを図る必要があります。制度を利用する教育機関の設置者、今回では大学が補償金を支払い、その補償金は、最終的には権利者へ分配される仕組みになっています。」

佳乃「へえ。今までは他の人の著作物が含まれていたら、サーバへのアップロードとかも、許諾が必要だったんですね。」

亮「でもでも、大学が補償金を払っているんだったら、その大学に所属する学生であれば、利用して問題ないんじゃないですか。」

天の声 「いえ、あくまで対象は大学単位ではなく、それぞれの授業の履修者に限定されます。著作権者の利益を不当に害さず、授業の過程での必要限度内に限られます。これは著作権者の権利を制限する規定ですので、その限度はしっかりと理解しましょう。従って、今回の件も、先生が春菜さんに送った説明メール内に、他者の著作物が入っていたとしても、必要限度内であれば認められることとなります。ですが、履修者以外への共有はできませんし、当然、目的外の利用もできません。その意味でも、共有する際には先生への確認が必要なんですよ。十分、気を付けてくださいね。」

春菜「分かりました。」

亮「気をつけます。」

天の声 「このような、著作権者の権利を制限し、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる例外的な場面を定めた規定は、著作権の権利制限規定と呼ばれています。」

佳乃「他にはどのような権利制限規定があるんですか？」

天の声 「レポートなどを書く際に必要になる「引用」や「私的使用のための複製」などが有名です。その他、国立国会図書館が、絶版となった資料や入手困難な資料を直接利用者にインターネットを通して送信できるようになりました。」

佳乃「なるほど。インターネットの利用で、著作権の制限規定も変わって、利便性が上がってきているんですね。」

春菜「でも、違法コンテンツの話もニュースでよく聞きます。そのあたりは、どのようになっているんですか？」

天の声 「近年は、違法コンテンツのリンク情報を集約したページへの規制や著作権を侵害しているコンテンツ全般のダウンロード違法化についても著作権法の条文に加えられています。著作権法は毎年のように改正されます。今後も注意して、適宜確認してみてください。」

春菜「はい。分かりました。」

亮、少し落ち込みながら

亮「著作権の話はよく分かりました・・・先生のコメントの中に他者の著作物が含まれていると厄介なことも分かりました・・・他のみんなにすぐに共有できないのは残念です・・・春菜！ ついでに先生に、他の人も困っているから、追加の説明資料を出してくれないか聞いてくれない？」

春菜、少し怒りながら

春菜「いやいやいや。それは自分で直接先生に聞いてよね。」

亮「そんな怒らないでよー」